

令和4年11月29日 開会

令和4年11月29日 閉会

(臨時第2回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 53 号

令和 4 年第 2 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 11 月 21 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 4 年 11 月 29 日 午前 9 時 30 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘	井 藤 稔
三 島 尋 子	松 本 二三子
河 中 博 子	前 田 昇
松 田 悦 郎	加 藤 修
山 路 有	

○応招しなかった議員

7 番 橋 井 満 義

第2回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和4年11月29日(火曜日)

議事日程（第1号）

令和4年11月29日 午前9時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 報告第 16 号 長期継続契約について
日程第 4 議案第 47 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
日程第 5 議案第 48 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 49 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 発議第 9 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 50 号 鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 報告第 16 号 長期継続契約について
日程第 4 議案第 47 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
日程第 5 議案第 48 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 49 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 発議第 9 号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第 50 号 鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）
-

出席議員（9名）

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
4番 三 島 尋 子	5番 松 本 二三子
6番 河 中 博 子	7番 前 田 昇
8番 松 田 悦 郎	9番 加 藤 修

10番 山路 有

欠席議員 (3番 橋井満義)

欠員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 小乾敬介 書記 森下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中田達彦	総務課長	小原義人
総合政策課長	福井真一	住民課長	矢野孝志
福祉保健課長	橋田和久	建設産業課長	益田英則
教育長	井田博之	教育次長	横田威開
会計管理者	景山美穂		

午前 9時30分 開会

○議長(山路 有君) 皆さんおはようございます。ただ今から令和4年11月29日第2回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

それでは本日の会議に入ります。

ただ今の出席議員数は9名です。定足数に達していますので、令和4年第2回日吉津村議会臨時会を開催します。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(山路 有君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により7番、前田昇議員、8番、松田悦郎議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長(山路 有君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長から答申のあったとおり、本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山路 有君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定しました。

日程第3 報告第16号

○議長（山路 有君） 日程第3、報告第16号長期継続契約についてを議題とします。執行部からの報告を許します。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 報告第16号、長期継続契約について別紙報告書を付しまして報告をさせていただきます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。報告いたします案件は、1件です。内容は公用車プリウスPHVの賃貸借契約でございます。契約の相手方は株式会社トヨタレンタリース鳥取、契約金額は月額5万5,550円、契約期間は5年間でございます。

詳細につきましては、添付しております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから報告第16号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（2番、井藤 稔君） 2番、井藤です。1点ほどお伺いしたいと思います。今回プリウスが、令和4年度から令和9年度までということで、5年間の契約ということで、これがいわゆる長期継続契約の対称となりうる案件だということで、報告をいただいておりますというふうに理解をしておりますけれども、この公用車は以前も、現在のもプリウス、以前のもプリウスだったでしょうか。

それからそのプリウスちゅうのは、以前も5年契約だったんでしょうか。もし同じプリウスだったとしたら、プリウスじゃないとしても、引き上げ車両というのは、引き上げられるんでしょうか。あるいは、こちらの方に残してもらえようことなるんでしょうか。そのあたりちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員、マイクがはなれてまして、内容が余り聞き取りにくいです。気を付けてやって下さい。

そうしますと、小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。今回プリウスをリースいたしました、これは村長公用車として使う分でございます、以前はクラウンでございました。クラウンも5年だったと記憶しております。それでプリウス5年のリースなんです、5年たたないとちょっと引き上げるとか、買取するかというのはちょっとまだ判断できないところですが、現在電気自動車それからエンジンの一緒になったPHVという車なんです、どんどん進化していきますので、また、5年後にはどういう状態にあるかわかりませんので、その時の様子を見て判断をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） この契約の相手方が、鳥取市の安長ということになっていますよね、これは、契約は米子の方にはないんですか。西部には、どうですか。あるいはこれは、以前の車もやっぱり鳥取の方だったんでしょうか。あるいは一括調達みたいな形になっているんでしょうか。そのあたりが、ちょっとようわからんものですから、お聞きします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。この度見積もり入札ということで、数社から見積もりをいただいた中で、1番安い所入れておりますので、鳥取の業者になったということでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で報告第16号を終わります。

日程第4 議案第47号 から 日程第6号 議案第49号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第4から日程第6まで条例改正に関する議案ですので、一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第47号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第48号日吉津村教育委員会教育長の給料及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第49号日吉津村職員の給与に関する条例の一部改正する条例の3件を一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました議案第47号から議案第49号までについて、提案理由をご説明申し上げます。始めに、議案第47号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、村長の期末手当を年間3.25月から3.30月に0.05月分へ引き上げるものでございます。

次に、議案第48号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、教育長の期末手当を年間3.25月から3.30月に、0.05月分引き上げるものでございます。

次に、議案第49号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改

正する法律が成立したため、それに準じ本村の職員の月例給及び勤勉手当を引き上げるものでございます。主な改正内容は、職員の初任給及び若年層の報給月額を平均0.3パーセント引き上げ、一般職員の勤勉手当を年間1.90月から2.00月に、0.10月分引き上げるものでございます。

以上、一括議題となりました議案第47号から議案第49号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから議案第47号から議案第49号に対する質疑を行います。

最初に議案第47号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。附則についての説明がありませんでしたので、附則の説明をお願いします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 附則のまず施行日ですけれども、まず交付の日から施行ということで、条例はまず前提としてございます。ただ、第2条の規定につきましては、令和5年4月1日からということで、1条、2条ありますけれども、2条の方は令和5年4月1日からということになります。それから期末手当の内払いということで、改正後の条例の規定による、期末手当の内払いとみなすということで書いてございます。あの文章としてはそういうことになりますけれども、あのちょっと説明をさせていただきますと、今回の条例と言いますのが、まあ期末手当の改正ということになります。年間で0.05月分引き上げます。こちらについては、令和4年度につきましては、もう6月は支給をされておりますので、後、12月分1回しかございません。その後、12月1回分で0.05月引き上げなければいけませんので、ここの第1条のところの改正前と改正後の差は、0.05月分となっております。ただ、第2条これを来年からどうするかということの第2条は取り決めでございまして、それが一応、令和5年4月1日から施行ということになります。中身といたしましては、見ていただくとお分かりのとおり、これ半年分、1回分の支給についての記載なんですけれども、167.5とそれから165に改正ということ。ですので、来年からは年間の0.05月分の上昇幅を0.025月ずつ、6月と12月で半分ずつ上げるという改正が、第2条の改正になります。これが施行日の違いでございます。

それから、期末手当の内払いとみなすということなんです。こちらはたとえば4月1日から遡及して施行ということになるんですけども。適用ということなんですけれども、そうした場合にじゃあもう6月1回もらってるから、それを返還して、それで新たな改正分をもらうということではなくて、もう6月にもらってる分は、その計算の中に入れますよということで、増額分のみそれを支払うということの意味が、期末手当の内払いとみなすということですのでご理解をいただきたいと思っております。

上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい他にございませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 47 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 48 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[なし]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、議案第 48 号に対する質疑を終わります。

次に議案第 49 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2 番 井藤 稔君） 2 番、井藤です。49 号、少し質疑をさせていただきたいと思います。あの勤勉手当の関係です。いつも何回か質問させていただいたわけですが、ここみますと一般職員の人あるいは任用職員の方、一律、率が一緒ということでの手当になるように、この文面からは理解しとるわけですが、今の人事院勧告をみますと、いわゆる人事評価を給与等に反映されるように、処遇等に反映されるようにということが、勧告の中にもあったように思いますけども、その辺りはどのように考えておられますでしょうか。あの特別昇給も以前聞いたら範囲内ではないということでしたし、それからこのいわゆる勤勉手当についても、一律同じ率だということですが、あの本当に一生懸命やとる人に、十分に対応してあげられてることが言えるんだろうかということ、あのいつも思っとるわけですが、その辺りはどういうふうに理解しておりますか。

あの以前、聞いた範囲内では今労組の方とですね、職員組合というんですか、の方と交渉中だとかいろいろあの話は伺っておりますけども、もうずいぶん前から何回かこの点は質問させてもらっておりますが、多少検討されたりということはあってるんでしょうか、そこをまず聞きたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。まず最初にご発言をいただきました、勤勉手当の一般職員と再任用職員が同じ割合でということではありませんので、それはあのちょっと申し添えさせていただきたいと思います。

それからご質問の人事評価の件ですが、以前からご指摘をいただいております。こちらにつきましては、地方公務員法にも人事評価をしなければいけないということになっております。現在ですけれども、今年度から人事評価検討委員会、そしてその部会という職員での内部組織を作りまして、今検討しております。それで今年度、その人事評価で差をつけるようになる前提ということで、能力評価というのを職員で施行実施しようというふうに考えております。それを実施をした上でそこで評価をして、それでは勤勉手当にも反映をさせていけるような、形を作っていこうというふうに考えて

おりますので、あゆみは進めておりますけれど、まだそこで実際には反映はさせてないというところが実態でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） わかりました。あのわたし、あのちょっと言い方が悪かったかも知れませんが、一般職員と再任用職員の方というんじゃなくて、それぞれ別だと思えますので、一般職員の方の相互の関係、再任用職員の方の相互の関係ということでの話をさせていただいたように思ったんですけど、ちょっと言い方が悪かったかも知れません。

それから特別昇給はやっばりないんですか。運用はしとられませんでしょうか。あるいは特別昇級の枠取りなんかは検討されて、予算枠取りなんかは検討されて今まですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 個人的に分けての特別評価という、個人を評価しての特別評価ということは今まで行っておりません。以上でございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） わかりました。あのこれは是非していただいた方がいいじゃないだろうかと、やっぱり組織にね、やっぱり活気が出てきますし、実際にあの村長おられますけど、県の職員なんかの中ではあの傾斜加算したり、当然のこととしてやっとするわけですよ。あのぬるま湯に使ってるような形になったらいけないと思いますので、それはないと思いますけども、これだけ職員の数が少ないわけですし、だけでもそれゆえに本当に一生懸命頑張ってる人がね、報われるようじゃないといけんと思いますので、是非とも検討していただいたらと思います。ちなみに、あの県下の町村で、そのいわゆる傾斜加算なんかやっとするところはないんでしょうか。あるいは調べられたりされたことあるんでしょうか。

それから合わせて262の原則というのがありますけど、これはもしご承知だったらちょっと説明していただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。一応、西部町村の運用状況等はあの調べてはおります。それなりを参考にさせていただいて、今後のうちの制度に決めていきたいというふうに思っております。

それから262の原則というのは、あのわたしもくわしくは存じ上げておりませんが、おそらく昇給幅の上の部分、そして標準的な部分、そしてそれを下げる部分というようなこの割合のことではないのかなというふうに、わたしに中では思っておりますが、以上です。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

○議員（2番 井藤 稔君） はい、議長。

○議長（山路 有君） もう3回終わりました。いや、終わりました。3回終わりました。はい、終わりました。チェックしておりますので。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この49号の中での、再任用職員の状況について、ちょっと何点かお伺いしたいと思います。現在は、定数内の職員が49名ということで資料にも書かれておりますが、その内の再任用職員が現状で何人いらっしゃるのかっていうことですね。

それと、今回勤勉手当が再任用職員さんには0.05月分引き上げということで、要は他の特別職と同じような処置にしてあります。まず基本が年間0.9月ってことですが、再任用職員さんに対する勤勉手当の、基本的なこのあの月数との考え方ですね。他の一般職との差の違いというふうなことについて、少し補足説明をいただきたいなというふうに思います。とりあえず、その2点お願いいたします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。今再任用職員の方は4名いらっしゃいます。それから月数につきましては、こちらは制度を制定の際に、定められたものということで認識しております。以上です。

○議長（山路 有君） はい、前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） あの4名ということで、確認ですがこれは再任用職員はあの定年退職後何年あの継続になるのか、差し支えなければ、あの今年度で終わりますという職員さんがあるのか、その点をお聞かせいただけたらと思います。

それと、法令に定めのある月数だということでありましたけども、あのそれはそれであってもですね、あの基本的にあの再任用職員さんの、期末勤勉なんかの考え方っていうものは、どういうふうに捉えたらいいのかなっていうことで、もうちょっとその辺が分かればありがたいなと思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。何歳までかっていうことなんですけども、基本的にあの年金が受給されるまでということですので、今でいえば64歳がマックスかなって、再来年度ぐらいから65歳まで再任用として働いていただけるということになるというふうに認識しております。

それから0.9月の根拠の辺りなんですけれども、ちょっとわたしも定められた経過が分かりません。あのたとえば基本給であれば、7割相当ということになるんですけども、まあそういったことから決められた減額率なんかというふうには思っておりますが、ちょっとすいません、詳しいことは存じ上げておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 最後になります。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） すごく、仮定みたいな話になります。結局、定年退職

が 61 に、まもなくなくなるのかなと思うんですけど、その辺についても少し現状で、分かる範囲で、補足いただいたらありがたいなと思います。

それとあの改めてあの確認しますが、再任用職員さんの月額給料というのは、この数字はいわゆる基本的に国公に準じた金額ということで、位置づけもそれに準じてやっているということなので理解したらいいのでしょうか。以上。

○議長（山路 有君） はい、小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、定年ですけども、令和 5 年度から定年延長制度が入ります。それで 2 年に 1 歳ずつ定年の延長されていきます。ですので令和 5 年、令和 6 年の方だと、定年が 61 歳というような形で、2 年に 1 歳ずつ上がっていきまして、令和 15 年ですか、になると 65 歳までということで、定年延長になっていく制度が入ってまいります。

それから再任用職員の給与の位置づけですけれども、一応、その現在定年前にもらっておられる給料の、先ほど言いました 7 割ということですので、7 割の金額を 2 級下げたところの格付けをしまして、そこの同額の辺りに位置づけするというので、やり方をやっております。以上でございます。

○議長（山路 有君） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案 49 号に対する質疑を終わります。

これから議案第 47 号から議案第 49 号に対する討論を行います。最初に議案第 47 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

次に議案第 48 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第 48 号に対する討論を終わります。

次に議案第 49 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、議案第 49 号に対する討論を終わります。

これから第 47 号から 49 号までを採決します。この採決は起立によって行います。最初に議案第 47 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 47 号は原案のと

おり可決されました。

次に、議案第 48 号の採決をします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 49 号を採決します。本は原案のとおり決定することに賛成の方の規律を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 発議第 9 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、発議第 9 号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長

○議会運営委員長（9 番 加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。ただいま議題となりました発議第 9 号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。日吉津村長ならび教育長に支給される期末手当に関わる支給月数について、年間 3.25 月から 3.3 月に 0.05 月分引き上げられるのに伴い、日吉津村議会の議員に支給される期末手当に関わる支給月数について、もこれに準じて年間 3.25 月から 3.3 月に 0.05 月分引き上げるよう所要の改正を行うものであります。

以上、議員諸氏のご賛同を賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから発議第 9 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑はないようですから、発議第 9 号に対する質疑を終わります。

これから発議第 9 号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、発議第 9 号に対する討論を終わります。

これから発議第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号

○議長（山路 有君） 日程第8、議案第50号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第50号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回）でございますが、歳入歳出それぞれ3,618万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億2,677万9,000円とするものでございます。

8ページをご覧ください。歳出では主なものとして第6款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費に3,618万7,000円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰による経済的負担を軽減するため、日吉津元気回復商品券を、住民1人当たり1万円分を発行するものでございます。

つづいて歳入について申し上げます。5ページをご覧ください。第10款地方交付税第1項地方交付税、第1目地方交付税に、普通交付税2,000万円を計上しておりますが、これは国会で審議中の物価高騰に伴う経済対策として、交付予定のあるものを概算で計上するものでございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金に1,068万7,000円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました新型コロナ経済対策商品券事業に充当する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

なお歳出における各費目の人件費に伴う増につきましては、人事院勧告による給料勤勉手当職員共済組合負担金等の増に伴うもので、9ページの第11款諸支出金、第1項基金費第1目財政調整基金費253万7,000円の減で調整をしております。

以上、議案第50号の提案理由の説明とさせて戴きますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから議案第50号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。事業概要書のほう、ご覧いただいたらと思います。この中で、まず1点は、4年の今年の春に発行したのものについての使用率が、82.8パーセントということで、11月30日までの結果ではないんですが、ほぼ終わりの段階で83パーセントぐらいの使用率ということでありまして、それを来

年春まで延長するという事なんですが、1つはやっぱり、村民の方の利用にあたってのこの83パーセントというのは、やっぱりちょっとかなり低いんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの分析とかあるいは対応の不十分さとか、そういった点がなかったかどうかその点について、まず1点お願いしたいと思います。

それで今回の新たな事業については、97パーセントぐらいを見込んで、そのための財源を用意するという事で、一般財源の2,000万というのは普通交付税が当てられるというふうに理解していいと思うんですが、ちょっと細かい話になりますが、普通交付税で見込むということについては、要するに何かあの事業費補正みたいなかたちで、あらかじめ、このコロナ対策であれば交付税に充当されるんだというね、特公ではないので、普通交付税で充当されるというふうな一定のルールといいますか、そういう見込みが立つようなことになってるのかなっていうことで、その点についてそのあたりの経緯を補足いただいたらなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、普通交付税のことですけれども、交付税の中に新型コロナ物価高騰による臨時経済対策費の需要額が新設されましたので、それを充当するという事でございます。県の方から、ただその見込額の満額は、ちょっと今のところは入れるなという事で指示がありましたので、その分の額を今は計上させていただいてるという事でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 83パーセントの対応。

益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えします。使用率が82.8パーセントということで、こちらにつきましては、前年の使用率等に比べますと低いという状況でございます。あの周知の方を、今後は徹底しなければならないと思っておりますけれども、振り返ってみますと、そこら辺が十分できてなかった部分があったのかなということをおもっておりますが、今回の追加の支給に合わせまして、そこら辺についての使用期限の延長等、こちらの周知について徹底を図らせていただきまして、使用率がアップするように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まず、交付税の話ですが、満額は見込むなというふうな、県との協議であったということですが、これ見ると満額見込であるように思えるんですが、結局、直接の国からの交付金と、残りの2,000万を普通交付税で入るというふうになってるようになってると思いますが、まあその点をちょっと確認をしたいと思っておりますので、補足いただけたらありがたい。

それからあの今の2つ目の使用率問題ですが、ちなみにですね、広報的なことや対応ということをおもって反省してってことだったんですけども、使用できる箇所とかですね、より利用しやすいような、なんか商店との連携とかですね。前回よりもなっていていいです。

かね、見直すべき点ってのはあるのかっていうことが1点と、それから期限を延長するということについては、何か村民に混乱を生じないかなというふうに思うんですけども、その点については、あの期限を伸ばすなっていうことないですけども、なんか必ずしも伸ばすことがうまくいくかどうかちょっと混乱するんじゃないかなあと、あくまで期限は期限で切るのも一つの考えかなっていうふうには思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） はい、小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。交付税の件ですが、ちょっとわたしの表現がまずかったのかなというふうに思っておりますが、2,000万っていうのが、その額自体がもっとたくさん入ってくる見込みがあるということでございまして、その額までは見込みだということで、2,000万ということではしております。ですので、それを充当するところでの満額を見込むということじゃなくて、交付税の額自体がもっとたくさん入ってくる可能性があるけども、見込まずにもうちょっとこのぐらいでということで2,000万、ということでございます。

それと他の質問でちょっとわたし、総務課の方も関係しておりますのでご説明させていただきますと、あの見直すべきというところで、新しい利用者も募集をしているところですけども、まだその応募がないというところで、その辺の店の拡充といいますか、もっと使えるところを増やしていくというようなことも取り組んでいきたいというふうに思っております。

それと混乱が生じないかということなんですけれども、できればたとえば今82パーセントという数字なんですけど、この分もまだ使えるということにすると、せっかく出してるものは、もうここで終わっちゃうんではなくて、どれも使えますよと、これから配ったのも使えるし、まだ手持ちに持っておられやつもまだ使えますよということで、より皆さんにご利用していただきたいという思いでさせていただいております。また、その辺の周知をしっかりとしないとその辺が混乱するということは考えられますので、しっかりと村民の皆さんにその辺の説明をしていきたいなっていうふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。はい、他にありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。2、3お聞きしたいと思います。これ検討される中で、商品券による支給ということなんですけども、これあのまいろいろここに書いてあるから推測する部分もあるわけですけど、商品券による補助という方向で、最終的に検討されたっちゃう理由は、具体的にはどうなんでしょうか。

それから先般の、以前の支給の中で、先ほどあのここにも書いてありますけど、村内での用途先がですね、事業者に限られたとったように思います。あの一覧表ができてきて、いわゆる専門店だとか、どうだこうだって書いてあって、なかなかわかりづ

らい部分あったんですけど、その辺りは支給を受けた者が使いやすいように工夫されてるような部分は、何かあれば教えていただきたいと思いますが、以上、2点まずお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えします。いろいろ検討する中で、商品券というのが一番皆さんが使いやすくて、村内の事業所の支援にもつながるということで、こちらの商品券ということでさせていただいてるところでございます。以上です。あともう1点。事業者の幅というか、その辺のところは増やしたり、対応、そのあたり、分かりにくい部分もあるということです。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの対象となるその扱い先事業者ですが、これはあの村内の事業者に限らせていただいております。先ほど、総務課長が答弁いたしましたように、村内事業者への支援ということも含んでおりますので、そういったことで、これまでと同様にですね、あの村内事業者を対象にしながら、他にもあの新たにですね、村内で希望される事業者がありましたら、そちらはまた引き続き手を上げていただいたところは、あのそこも使っていただけるように周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員、よろしいでしょうか。

はい、前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。すみません、もう1点だけ、最後に。

商品券の話ですが、念のため現金支給では、村民のための対応ということで考えると、現金支給という方法もあるかと思うんですけど、その辺りの検討されたのかということと、まあその辺との兼ね合いは課題がどうにあるのかなと、もちろん村内の事業者を支援するというのでいけば、商品券が良いかとは思いますが、いわゆる消費者の立場でいうと現金支給という方法もあるんですけど、その辺についての方法論としての判断をちょっと聞かせていただいたらなと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あのやはり今議員がおっしゃいましたように、1番はその商品券として配布をさせていただくことで、確実に良いということはまだは言えませんが、皆さんがこの村内の事業所で利用させていただくことで、村内の経済の活性化につながるということが、一番の目的だというふうに考えています。

後は、灯油代等の支援で、これまでも現金支給というのもさせていただいたことはありますけれども、やはり現金支給ということで一定の申請をしていただいております。なんというか、それ申請に基づいて交付をしてという作業になってきますので、村民の皆様にも非常に手間もかけますし、交付するにあたって、振り込みまでに日にち

もかかるということでございます。これまでやってきております商品券の事業というのが、確実に消費に繋がっていき、事業者の皆様もだいぶ慣れてきて下さっていますので、円滑に事業に取り掛かれるのではないかと、速やかにかかれるのではないかとという判断で、こういったやり方にさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。一つ、まだあの対象の事業所と、その基準日っていうのがまだ決まってないですかね。住民登録を、いつを基準としてされるかということ、それはまだ決まってませんか。12月に発送予定っていうことですけれども、もうかからないと間に合わないのかなって思ったりはしますが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。あの、概要書にも書いておりますとおり、まだはっきりは決めておりませんが、議決をいただきましたら、早急に、12月の頭になると思いますけれども、その辺りで抽出をして12月中旬には届くように、皆さんのお手元に届くように発送してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。はい、他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第50号に対する質疑を終わります。これから議案第50号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、議案第50号に対する討論を終わります。これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議長（山路 有君） 以上で、本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和4年第2回日吉津村臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前10時26分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員